

令和8年7月1日

令和8年第2回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

企 業 庁

目 次

ページ

(報告事項)

I	令和7年度公営企業会計決算見込額の概況について-----	1
II	「神奈川県営水道事業経営計画」の取組状況及び中間点検について-----	3
III	「神奈川電気・ダム管理事業計画」の取組状況及び点検について-----	8
IV	5事業者の「水道システム再構築」の取組について-----	13

I 令和7年度公営企業会計決算見込額の概況について

(単位:百万円)

会 計 名	勘 定 区 分	収 入	支 出	当年度純利益又は純損失
				資本的収支財源不足額
水道事業会計	損益	68,100	58,767	6,656
	資本	24,189	42,770	△ 18,581
電気事業会計	損益	8,482	7,674	542
	資本	192	3,230	△ 3,037
公営企業資金等 運用事業会計	損益	1,269	1,364	△ 58
	資本	4,641	5,726	△ 1,084
相模川総合開発 共同事業会計	損益	2,144	2,144	-
	資本	594	594	-
酒匂川総合開発 事業会計	損益	1,772	1,772	-
	資本	419	419	-
合 計	損益	81,769	71,722	7,139
	資本	30,038	52,742	△ 22,704

(注1) 百万円未満切捨てのため、各会計の額の計は合計と符合しない。

(注2) 資本的収支財源不足額の補填財源には、過年度分損益勘定留保資金等を充てる。

(注3) 収益と費用は税込のため、その差引と当年度純利益又は純損失は符合しない。

【参考】 損益勘定決算額比較表

(単位:百万円、%)

区 分		令和7年度	令和6年度	増減額	前年度対比
水道事業会計	水道事業収益	68,100	62,965	5,134	108.2
	営業収益	63,551	58,566	4,985	108.5
	営業外収益	4,375	3,964	411	110.4
	特別利益	172	433	△ 261	39.8
	水道事業費用	58,767	57,450	1,316	102.3
	営業費用	57,316	55,996	1,320	102.4
	営業外費用	1,450	1,454	△ 3	99.7
	当年度純利益又は純損失	6,656	3,365	3,290	197.8
電気事業会計	電気事業収益	8,482	11,480	△ 2,997	73.9
	営業収益	8,262	11,254	△ 2,991	73.4
	財務収益	90	58	32	154.7
	事業外収益	124	159	△ 35	78.0
	特別利益	4	7	△ 3	59.1
	電気事業費用	7,674	7,763	△ 89	98.8
	営業費用	7,421	7,070	351	105.0
	財務費用	3	11	△ 8	27.8
	事業外費用	249	665	△ 416	37.4
	特別損失	-	16	△ 16	皆減
	当年度純利益又は純損失	542	3,570	△ 3,028	15.2
運公用企業事業資金計等	事業収益	1,269	893	375	142.0
	営業収益	452	449	3	100.8
	営業外収益	462	444	18	104.1
	特別利益	354	-	354	皆増
	事業費用	1,364	595	769	229.2
	営業費用	226	357	△ 130	63.4
	営業外費用	249	238	11	104.7
	特別損失	888	-	888	皆増
	当年度純利益又は純損失	△ 58	320	△ 378	-

(注1) 収益と費用は税込のため、その差引と当年度純利益又は純損失は符合しない。

(注2) 百万円未満切捨てのため、増減額は符合しない箇所がある。

Ⅱ 「神奈川県営水道事業経営計画」の取組状況及び中間点検について

1 神奈川県営水道事業経営計画の取組状況について

(1) 趣旨

県営水道では、令和6年度から「神奈川県営水道事業経営計画」（以下「経営計画」という。）に基づき取組を進めており、令和7年度の取組状況について報告する。

(2) 経営計画の概要と取組状況

県営水道では、厳しさを増す経営環境において持続可能な県営水道とするため、基本理念として掲げる3つの柱（「安心」・「持続」・「貢献」）のもと、30年後の「目指す姿」と「取組の方向性」を示した「神奈川県営水道長期構想」（令和6年度から令和35年度）を策定した。

そして、その実現に向けた中期的な事業実施計画として経営計画を策定し、引き続き安全で良質な水を安定的に供給する使命を果たすため、6つの「取組の方向性」に基づく個別事業を位置付け、事業運営を行っている。

ア 計画期間

5年間 [令和6年度から令和10年度]

イ 主要事業の概要（取組の方向性と個別事業）

(7) 「安全で良質な水道」に向けた個別事業

水質検査機器等の適切な保守管理や計画的な更新に加え、新たな水質の課題について、規制強化等の国の動向を注視し、水質検査体制を整備するなど適切に対応する。

[取組状況]

- ・ 国の法令改正により、有機フッ素化合物のPFOS及びPFOAが水質基準に追加されることを踏まえ、水質検査体制の整備を図った。

(4) 「将来にわたり適切に管理された水道」に向けた個別事業

水需要の減少を踏まえた適正な施設規模に向けて、管路等のダウンサイジング、配水池の統廃合及び寒川第2浄水場の廃止に向けた取組を進める。

また、5事業者と共通する課題の解決に向けて、水道システムの再構築の取組を進める。

[取組状況]

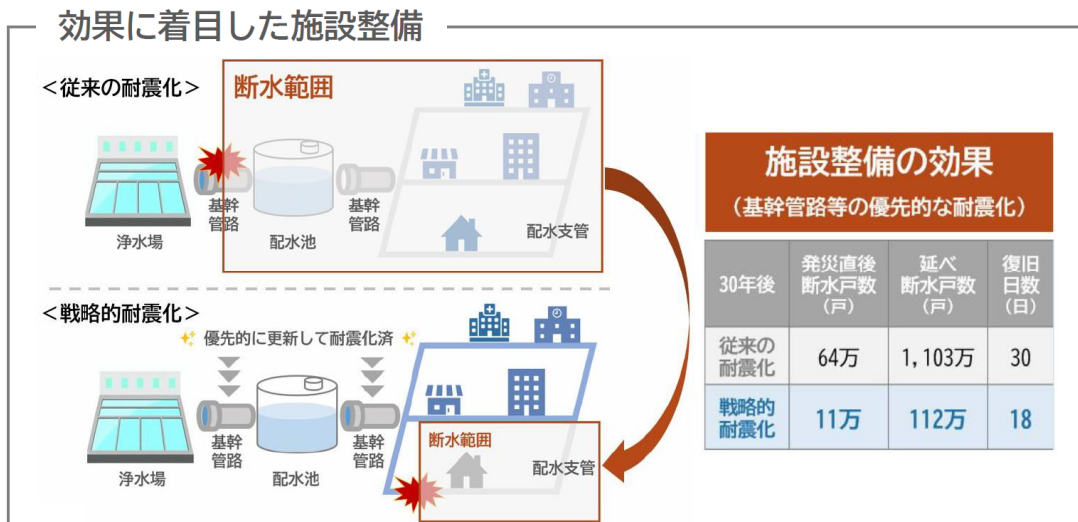
- ・ 寒川第2浄水場の廃止（令和12年度を目途）に向けた、配水管改良工事やポンプ所の整備等を実施している。
- ・ 水道施設の長寿命化に向けた取り組みとして、配水管の劣化状況等の調査や、配水池の健全度診断を実施した。
- ・ 谷ヶ原浄水場の再整備に向けて基本計画を策定するために有

識者による懇話会を開催した。

- ・ 5事業者による「水道システム再構築」に係る施設整備の着手に向け、相模川への影響調査を行い、魚類への影響やその対応策について有識者から意見を聴取した。

(ウ) 「災害・事故にも強い水道」に向けた個別事業

被災時の断水被害を抑え、復旧日数を短くするため、断水の影響が大きい基幹管路や、重要給水施設への供給管路などを優先的に更新し、耐震化を進める、効果に着目した「戦略的な管路整備」に取り組むほか、浄水場の浸水対策、火山対策やポンプ所の停電対策を進める。



[取組状況]

- ・ 基幹管路の耐震適合率について、計画目標の75%に向けて、22路線で基幹管路の耐震化を進めている。
- ・ 重要給水施設（災害協力病院、避難所等）への供給管路について、計画目標78箇所のうち、19箇所の耐震化が完了した。
- ・ 谷ヶ原浄水場の横流沈殿池や、主要配水池について耐震補強工事等を実施した。
- ・ 揚水ポンプ所の停電対策として、計画目標6箇所のうち、2箇所が完了した。
- ・ 令和7年6月に鎌倉市内で発生した大規模な漏水事故をはじめ、全国各地で老朽化した鋳鉄管を原因とする漏水事故が相次いでいることを背景に、国からの要請を受けて、令和8年1月に「神奈川県営水道鋳鉄管更新計画」を策定した。

- ・ 突発的な断水事故等の発生時に各市町が行う応急給水を支援するため、仮設水槽を購入するとともに、市町と合同で仮設水槽を使用した訓練を実施した。



(イ) 「環境にやさしい水道」に向けた個別事業

脱炭素社会の実現に向けて、施設更新に合わせて、ポンプ設備等の省エネルギー化に取り組むとともに、工事により発生する土砂等の削減や再生資源化を図る。

[取組状況]

- ・ 企業庁庁舎等の照明をLED化するため、ESCO事業の手法を活用して10施設を対象とする委託契約を締結した。
- ・ 老朽した空調設備について、4箇所ですべて省エネルギー機器への更新を行った。
- ・ 新たに整備した七沢加圧ポンプ所において太陽光発電設備を導入した。
- ・ 浄水場で発生する浄水発生土を、園芸用土等へ100%再生利用している。
- ・ 水道施設で使用する電力を「再生可能エネルギー由来の電力」に切り替えることで、CO₂排出量の削減を図った。

(オ) 「経営基盤の確立された水道」に向けた個別事業

ICTをはじめとする技術を活用し、工事管理業務の効率化や、給水装置工事申請手続きのオンライン化を進める。

また、水道料金の水準等の定期的な検証や、交付金の確保等により、財政の健全性を高めるとともに、持続可能な組織体制を構築する。

[取組状況]

- ・ 効率的な漏水調査方法に向けて、AIによる漏水音の解析や管網劣化診断について民間企業との共同研究を進めた。
- ・ 水道スマートメーターの導入に向け、電力会社との共同検針を検証するフィールドテストへの準備として無線端末の性能調査等を行った。
- ・ 水道工事における施工管理の効率化として、モバイル端末を利用した施工支援システムを導入した。

- ・ 給水装置工事申請について、工事事業者の利便性の向上と業務の効率化を図るため、電子申請に向けたシステム開発に着手した。
- ・ 県営水道出先組織再編に向けた施設整備として、大和水道営業所の建替に関する基本設計等を実施した。
- ・ 職員の人材確保対策の一環として、教育機関等と連携し、現場見学会やインターンシップを実施した。
- ・ 将来にわたる持続可能な水道の実現に向けて、大規模地震に備えた水道施設整備等を着実に進めるため、水道料金の改定を令和6年度から3年かけて段階的に進めており、令和7年10月に2回目の改定（改定前と比べて19%増）を実施した。

【主な変更点】

- ・ 用途別料金体系から口径別料金体系への見直し
- ・ 口径別に基本水量と基本料金を設定
- ・ 令和6年10月に16%*、令和7年10月に19%*、令和8年10月に22%* と激変緩和措置として段階的な料金改定を実施（* 現行料金との比較による割合）

(カ) 「信頼に応える水道」に向けた個別事業

県営水道への信頼を高めるため、わかりやすい広報による情報発信やお客様ニーズの把握に取り組む。

また、地域社会や国際社会へ貢献するため、箱根地区水道事業包括委託（第3期）における「公民連携かながわモデル」の本格運用や海外への技術協力などを進める。

[取組状況]

- ・ 企業庁LINE公式アカウントにより、突発断水等の緊急情報等を迅速に情報提供している。
- ・ デジタル技術を活用した小学生向けの新たな水道学習コンテンツとして、「ウォータークエスト～水道探検じゃ口の向こうを知ろう」を制作した。
- ・ ベトナム国フナイエン省と技術協力の具体的な協議を進め、令和7年9月に年次計画を策定した。ランソン省とは令和7年12月に覚書を3年間延長し、技術協力を継続することとした。

2 経営計画の中間点検について

(1) 目的

- ・ 令和8年度は計画期間の中間年となる3年目を迎えるため、経営計画に掲げた主要事業について、これまでの進捗状況を確認するとともに

に、経営計画策定時からの経営環境の変化を踏まえ、令和10年度までに目標達成が可能なのか、財政収支見通しも含めて、経営計画の点検を行う。

- 併せて、経営計画策定後の経営環境の変化により、今後の事業運営への影響が想定される新たな課題を抽出し、対応の方向性について、整理を行う。

(2) 中間点検の内容

ア 主要事業の進捗状況

令和10年度までに計画的に取り組む主要事業について、その進捗状況を確認するとともに、必要に応じて、実施スケジュールの見直しを行う。

イ 課題の抽出

計画策定時に位置づけていない新たな課題や、事業費の上昇など、計画後半以降に向けて新たに対応すべき事項、今後の事業運営にあたっての課題を抽出し、その対応の方向性を整理する。

ウ 財政収支見通しの検証

経営環境の変化による新たな課題に対応していくことが現在の収入水準で可能なのか、令和7年度までの財政状況にア・イの内容を加味して財政収支見通しの検証を行う。

(3) スケジュール

令和8年5月	前年度決算見込に基づいて庁内作業を開始
12月	点検結果のとりまとめ（素案）、議会報告
令和9年2月	点検結果のとりまとめ、議会報告
3月	ホームページ等による公表

Ⅲ 「神奈川電気・ダム管理事業計画」の取組状況及び点検について

1 神奈川電気・ダム管理事業計画の取組状況について

(1) 趣旨

企業庁では、令和6年度から「神奈川電気・ダム管理事業計画」（以下「事業計画」という。）に基づき取組を進めており、令和7年度の取組状況について報告する。

(2) 事業計画の概要

事業環境が変化していく中であっても、ダムや発電所を県民のライフラインとして適切に維持管理を行い、電力と水道用原水の安定供給に取り組むため、県営電気事業、城山ダムなどの管理を行う相模川総合開発共同事業、及び三保ダムの管理を行う酒匂川総合開発事業の3つの事業を一体的に連携し、事業運営を行う。

- ・ 計画期間

10年間 [令和6年度から令和15年度]

(3) 重点取組目標の達成状況

重点取組目標である「計画外の発電停止時間をゼロに近づける」について、4.1%の停止率となった。（令和6年度停止率：6.7%）

【主な取組】

- ・ 発電機の停止を伴う複数の工事について、優先度の高い工事に合わせて他の工事を同時期に実施
- ・ 精密巡視点検の実施や、スマート保安システムの活用等による事故停止の防止

(4) 電気事業の取組状況

電力システム改革に対応して、令和6年度から電力受給契約（3年間）を締結するとともに、国が創設した容量市場に今後も応札して収入を確保し、以下の主要事業に取り組む。

ア 相模ダムのリニューアル

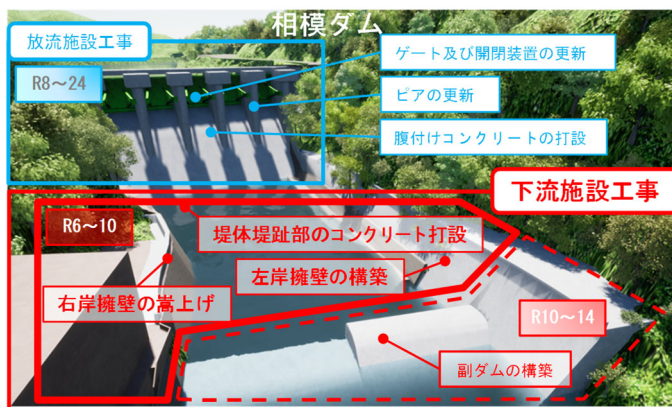
完成から70年以上が経過し、老朽化が進む相模ダムについて、下流施設工事としてダム下流河道を保護するための工事を行うほか、放流施設工事として老朽化したダムのゲートやこれを支えるコンクリート柱等を取り替える工事等を行う。

[工事スケジュール]

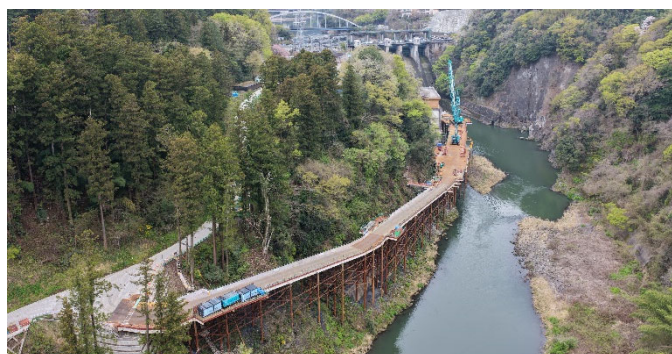
種 別	R6	R7	R8	R9	～	R14	～	R21	R22	R23	R24	
下流施設工事	→											
放流施設工事			→									
付帯工事	→											

[取組状況]

- 「相模ダムリニューアル工事(第1期)下流施設工事」では、ダム直下へ資機材等を運搬するための仮設栈橋を延伸し、施工箇所となるダム下流まで到達した。
- 令和9年度より工事着手する放流施設工事の期間中もダムの機能を維持するため、ゲート进行操作する開閉装置の整備や電気通信ケーブル移設等の付帯工事を実施した。



【リニューアル後の相模ダム】



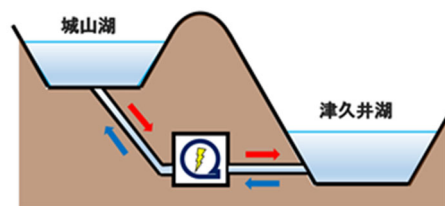
【仮設栈橋の設置状況(令和8年3月)】

イ 発電所の再整備

老朽化が進む城山発電所や柿生発電所について、発電能力の向上や新たな機能を追加し、発電設備全体の再整備を行う。また、休止中の玄倉第2発電所については、再整備ではなく、廃止に向けた検討を進めることとした。

[取組状況]

- 城山発電所について、付帯工事(屋外機器工事等)に着手した。(令和11年度完成予定)



【城山(揚水)発電所の仕組み】

- ・ 柿生発電所について、令和5年度の基本設計委託を基に、国の固定価格買取制度を活用した再整備計画を検討し、関係先との協議を進めた。



【柿生発電所の外観】

- ・ 玄倉第2発電所は、平成30年の林道斜面崩落により休止中となっているが、再整備には多額の費用が掛かり、再整備費用の回収は困難なこと、また、更なる自然災害のリスクも懸念されることから、廃止に向けた検討を進めることとした。



【玄倉第2発電所の外観】

ウ 相模貯水池・道志調整池の堆砂対策

上流域の災害防止等のため、堆積した土砂のしゅんせつを実施し、除去した土砂は養浜、河川還元（置き砂）や、建設骨材、盛土材として有効活用を図るとともに、流入支川の保全対策を行う。

〔取組状況〕

- ・ 相模貯水池及び道志調整池でしゅんせつを実施し、上流域の災害防止を図るとともに、除去した土砂の有効活用を図った。



【相模貯水池のしゅんせつ作業】

エ 再生可能エネルギーの地産地消の推進

再生可能エネルギーで発電した電力を、小売電気事業者とパートナー契約を結び県内に供給することで、地産地消の取組を進める。

〔取組状況〕

- ・ 愛川太陽光発電所、谷ヶ原太陽光発電所、早戸川発電所では、令和5年度から湘南電力株式会社とパートナー契約を締結し、県内産の電力を県内の家庭や事業者へ供給した。（令和5～9年度契約）
- ・ 玄倉第1発電所では、令和5年度から株式会社まち未来製作所とパートナー契約を締結して、県内産の電力を県内の家庭や事業者へ供給した。（令和5～9年度契約）

オ 再生可能エネルギーをためる取組

再生可能エネルギーの導入が進むことに伴い、「電力をためる」取組を強化し、脱炭素社会の実現を目指すため、「蓄電所」の導入に向けた検討を行う。

〔取組状況〕

- ・ 蓄電所導入基礎調査委託を実施し、運用方法及び採算性を基に事業化の可能性について検討した。
- ・ 令和2年度に設置した水素エネルギー供給設備は、製造メーカーからの故障やメンテナンスサポートに対応できないとの申し出があり、撤去することとした。

カ 保守管理の効率化

スマート保安システムの導入により、発電機等の異常の兆候を早期に発見して、故障による発電機の停止を削減し、効率的な保守管理を行う。

〔取組状況〕

- ・ 道志第1発電所及び早川発電所についてスマート保安システムの導入工事に着手した。(令和9年度完成予定)

キ 管理体制の最適化

発電設備業務支援システムを構築して、発電所の工事・点検スケジュール等のデータを一括管理し、業務を集約化することにより効率化を図る。

〔取組状況〕

- ・ 発電設備業務支援システムの本運用を開始し、工事や点検作業等スケジュールの一括管理を行い、業務の効率化を図った。

(5) ダム管理事業の取組状況

ア 相模川総合開発共同事業

(7) 城山ダム等の適切な維持管理

城山ダム施設等の機能を維持するとともに、城山貯水池の保全対策を適切に行う。

〔取組状況〕

- ・ 老朽化が進行した城山ダム放流警報設備や受変電設備等の更新工事を行った。
- ・ 城山貯水池でしゅんせつを実施し、上流域の災害防止を図るとともに、除去した土砂の有効活用を図った。

イ 酒匂川総合開発事業

(7) 三保ダム等の適切な維持管理

三保ダム施設の機能を維持するとともに、三保貯水池の保全対策を適切に行う。

〔取組状況〕

- ・ 老朽化が進行した三保ダム底部放流設備充水装置や監査廊排水ポンプ設備の更新工事を行った。
- ・ 三保貯水池でしゅんせつを実施し、堆砂の抑制を図るとともに、除去した土砂の有効活用を図った。

2 神奈川電気・ダム管理事業計画の点検について

(1) 目的

令和8年度は計画期間の3年目を迎えるため、主要事業の進捗状況、今後の事業運営における新たな課題の抽出、財政収支見通しについて点検を実施する。

(2) 点検の内容

ア 主要事業の進捗状況

令和7年度までの取組実績を検証し、スケジュール等の点検を行う。

イ 課題の抽出

計画策定当初に位置づけていない事項や、今後の事業運営にあたっての課題を抽出し、その対応の方向性を整理する。

ウ 財政収支見通しの検証

来年度以降の売電価格の入札結果、人件費や資材価格の高騰なども踏まえて、財政収支見通しの検証を行う。

(3) スケジュール

令和8年6月	令和7年度決算見込に基づいて点検を開始
12月	点検結果のとりまとめ（素案）、議会報告
令和9年2月	点検結果のとりまとめ、議会報告
3月	ホームページ等による公表

IV 5事業者の「水道システム再構築」の取組について

県内の水道5事業者（神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の水道事業者、並びにこれらの水道事業者に水道用水を供給する神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。））が、水需要の減少、施設の老朽化や水質事故等への対応強化など、共通する課題の解決に向けて進めている「水道システム再構築」（以下「再構築」という。）における取組状況について報告する。

1 再構築の概要

再構築は、5事業者で共通の施設整備を行い、効率的な施設更新等を目指すものであり、取組の内容と目標は次のとおり。

取組の内容	目 標
水道施設の再構築	<ul style="list-style-type: none"> 現在の11浄水場を8浄水場へ再編（ダウンサイジング）うち、企業団の3浄水場を増強 8浄水場体制時に必要な送水管路等を整備
上流取水の優先的利用	<ul style="list-style-type: none"> 上流（沼本）の未利用水利権の活用 下流（寒川）の水利権を上流（沼本・社家）で活用
取水・浄水の一体的運用	<ul style="list-style-type: none"> 取水・浄水・送水の一体的運用の仕組みを構築

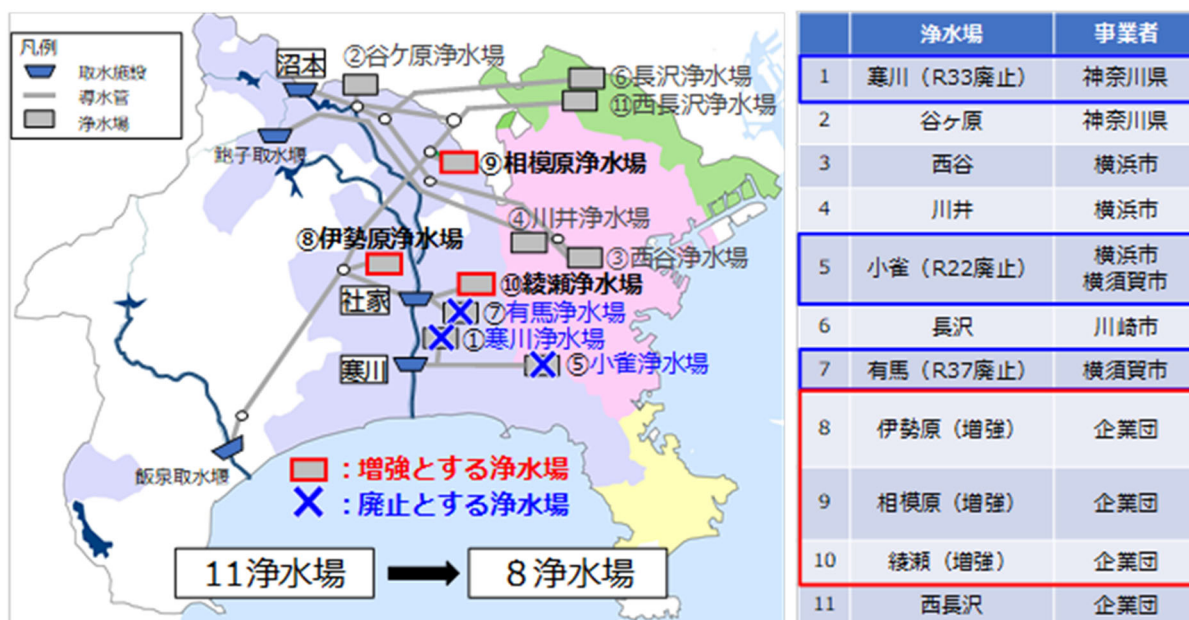


図 浄水場の再編（ダウンサイジング）

2 河川への影響調査

(1) 目的

浄水場の再編（ダウンサイジング）に併せ、相模川からの取水地点を下流の寒川地点から上流の社家地点へ変更することによる河川流量の変化に関し、魚類への影響などについて、令和6年度から令和7年度にかけて調査を実施した。

(2) 調査内容

項目	内容
既存資料の収集	・相模川の河川環境（主に魚類）に関する既存の調査結果を整理
魚類調査	・生育環境、産卵環境、遡上及び降下環境の調査
流況観測調査	・空撮及び平面流況（流向及び流速）調査
流況解析	・解析モデルの作成と流況変化（流量、流速、水深など）の解析
評価	・流況変化の状況を整理 ・流況解析モデルと流況観測調査を基にした流況変化の把握 ・魚類の産卵や移動への影響や、取水堰の魚道への影響を評価

(3) 主な調査結果

ア アユの産卵環境

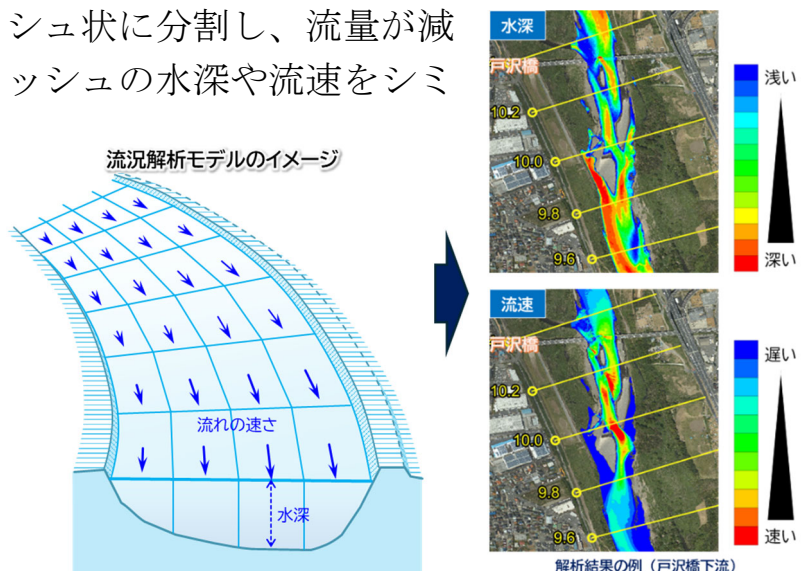
- ・アユの産卵箇所を確認し、卵密度が高い箇所を特定した。
- ・アユの産卵場としての選好条件は、流速0.51～1.16m/s、水深0.10～0.39m、粒径10～30mmであった。

イ 各魚種の生息環境

- ・平瀬（水深が浅く流れが比較的穏やかな場所）の環境に相当する、流速0.1～0.5m/s、水深0.5～0.7mの範囲で多くの種が確認された。
- ・アユの生息場としての選好条件は、流速0.35～0.78m/s、水深0.40～0.63mであった。

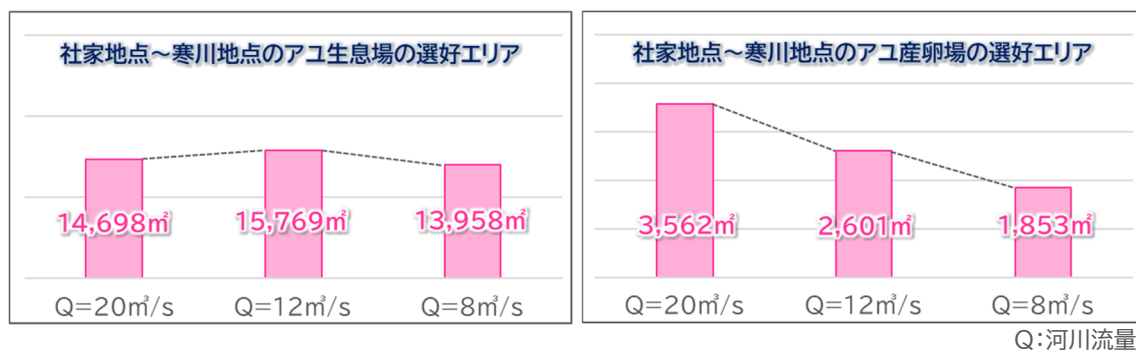
ウ 流況解析モデルの作成

- ・川の領域をメッシュ状に分割し、流量が減少した場合の各メッシュの水深や流速をシミュレーションするため流況解析モデルを作成した。



エ アユの生息・産卵選好エリアのシミュレーション

- 上記ア、イ、ウを組み合わせ、取水地点の変更により河川流量が減少した場合のアユ等の生息・産卵選好エリアの変化をシミュレーションしたところ、アユの生息選好エリアに大きな変化はなかったが、産卵選好エリアは減少するなどの結果が得られた。



3 有識者会議

令和7年度は4回開催し、河川への影響調査の方針を整理した上、結果の妥当性に関する確認や取りまとめ方について助言を受けた。

令和8年度は、漁業者との同意に関する対応策などについて専門的な知見から助言を受ける。

4 漁業者との調整

令和7年度は、相模川の魚類の生育環境などの実態を把握するため、漁業者との現地視察を行うとともに、河川への影響調査結果を共有のうえ、意見交換を行った。

令和8年度は、対応策などについて、実際に河川流量が変化する令和22年度に向けて継続して協議していくこととした上で、再構築を進めることについての同意を得る。






5 河川協議に係る国等との調整

令和7年度は、5事業者が取り組む「水道システム再構築」の課題解決を図るため、国や県の関係部局が連絡・調整を行うことを目的とした「相模川水系における流域総合水管理等の行政連絡会」を設置し、2回開催した。

令和8年度は、河川管理者である国と、引き続き、取水地点を上流に移した場合の河川維持流量の考え方や、5事業者として確保すべき水利権について事前に協議し、共通の認識を得る。

6 着手に向けたスケジュール

令和9年度からの水道施設の再構築の事業着手に向けて、漁業者など河川使用者や水利権に係る河川管理者との協議を進める。

項目	R6	R7	R8	R9	～	R37
河川への影響調査						
有識者会議						
河川使用者協議						
河川管理者協議						
事業計画策定（企業団）						
事業着手（企業団）						